

長野県 A 地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

長野県 A 地区においては、令和2年2月1日からタクシー運賃の改定を実施いたしましたが（改定率 10.02%）、これによる令和3年1月から12月におけるタクシー運転者の労働条件の改善状況について、次のとおり公表します。

1. 運賃を改定した事業者数（注1）            17社
2. 公表対象事業者数                    17社
3. 平均増収率（注2）                △41.01%
4. 一般運転者（注3）に係る運転者1人平均賃金上昇率            △12.30%

改定前1人平均給与月額 (平成31年1月～令和元年12月)	改定後1人平均給与月額 (令和3年1月～令和3年12月)
204千円	179千円

5. 改定による賃金改善率（注4）の分布（一般運転者1人平均）

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-10%未満	計
0社	1社	0社	2社	1社	1社	12社	17社

6. 営業収入に占める賃金支給率（注5）の変動状況（運転者に限る）

103%以上	102%以上 103%未満	101%以上 102%未満	100%以上 101%未満	99%以上 100%未満	98%以上 99%未満
17社	0社	0社	0社	0社	0社

97%以上 98%未満	96%以上 97%未満	95%以上 96%未満	95%未満	計
0社	0社	0社	0社	17社

7. その他（運賃改定を契機として改善した事項）

（1）労働者負担の軽減

運賃改定時点で労働者負担制度（注6）を採用していた事業者数 ・ 1社

①労働者負担の全てを廃止した事業者数・・・0社

②労働者負担の一部を廃止した事業者数・・・0社

③労働者負担の一部を廃止し、一部を軽減した事業者数・・・0社

④労働者負担の全部を軽減した事業者数・・・0社

⑤労働者負担の一部を軽減した事業者数・・・0社

⑥一切変更のない事業者数・・・1社

（2）手当類の創設・拡充

①新しく手当を創設した事業者数・・・0社

②既存の手当について金額を増額する等拡充した事業者数・・・0社

（3）その他（上記以外で改善した事項）

- ・労働時間を短縮した。（1社）
- ・隔日勤務における拘束時間を短縮した。（1社）
- ・労働時間帯を見直した。（1社）
- ・公休日を毎月1日（年間12日）増やした。（1社）
- ・祝日前日の泊り番を無くした。（1社）
- ・最低賃金額を引き上げた。（1社）

注1）A地区・B地区両方に営業所がある事業者は本社の所在地区で計上。

注2）平均増収率は、次の算式により算出。

$$\text{改定後の営業収入（税引き後）} \div \text{改定前の営業収入（同）} \times 100 - 100$$

改定後：令和3年1月～12月

改訂前：平成31年1月～令和元年12月

注3）一般運転者とは、定時制乗務員等一般運転者以外の運転者を除く運転者をいう。

注4）賃金改善率は、次の算式により算出。

$$\text{改定後1人平均給与月額} \div \text{改定前1人平均給与月額} \times 100 - 100$$

注5）賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出。

$$\text{改定後（賃金支給総額} \div \text{営業収入）} \div \text{改定前（賃金支給総額} \div \text{営業収入）} \times 100$$

注6）労働者負担制度とは、無線使用料・AVM使用料・チケット手数料・クレジット手数料・AT車使用料等、利用する機器、運賃の支払い方法、乗車する車の車種・グレード等に着目して、乗務員に一定の負担を求める制度をいう。